# 志布志市民間事業者等提案制度 (テーマ型) 募集要領

【ダグリ岬公園内の三角地を中心とするエリアの開発及び運営案とダグリ岬ベイサイドパーク構想を共に策定し推進して頂ける事業者の募集】

令和6年6月 志布志市

# 募集の概要

# 1 趣旨及び募集の概要

志布志市(以下「市」という。)では、観光振興を図るため第2次志布志市観光振興計画を定め、様々な取組を進めています。

ダグリ岬ベイサイド構想民間提案募集(以下「民間提案募集」という。)では、市が実施するマスタープランの作成や開発の中心となる商業エリアの開発や維持管理に関し、民間事業者等のアイデアやノウハウを活かした効果的な提案を求め、より魅力的で多くの観光客を誘客でき、かつ、継続的な運営のできる観光施設の開発に資する提案を審査・選定し、提案者との協議を重ねながら事業化を図ります。

なお、民間事業者の提案内容は知的財産として捉え、その情報を保護するとともに、本市との協議を経て事業化が決定した場合は、提案者を契約等の相手方とすること(随意契約)を前提としますが、提案の性質等(市の歳出入の有無や機会の公平性の担保の有無など)により、入札又は公募の手続を経ることがあります。

ただし、民間事業者との協議が成立した場合であっても、市議会で議決又は承認されない等の事由により事業が実施できなくなった場合は、提案の事業化はされません。

### 2 提案者の参加要件

民間提案募集における提案者は、提案内容を実行する意思と能力(ノウハウ、資金、資格等)を有する法人(営利法人、非営利法人等)、個人事業主又は任意団体とします。

### 3 手続きの概要

(1) 提案の募集開始

市は、本要領をホームページにて公表し、提案の募集を開始します。

(2) 提案書類の提出

提案を行う場合、市に提案書類等を提出する必要があります。その際は、港湾商工課 おもてなしグループと、事前面談(オンライン可)を行うようにしてください。

また、必要に応じ、提案に必要な基本情報の開示や現地調査の機会を設けます。

- (3) 提案審査及び提案の採用
  - ア 資格審査:提出書類を基に、事務局が提案者の応募資格要件を確認し、要件を満た す提案を有効提案として選定します。
  - イ 提案審査:原則、提案者によるプレゼンテーション(オンライン可)を実施し、志 布志市民間事業者等提案審査委員会(以下「委員会」という。)において有効提案の 具体的な内容を審査します。
- (4) 協定締結・事業化に向けた詳細協議

市と採用された事業の提案者は、協定を締結し、事業化に向けた諸条件について詳細な協議を行います。

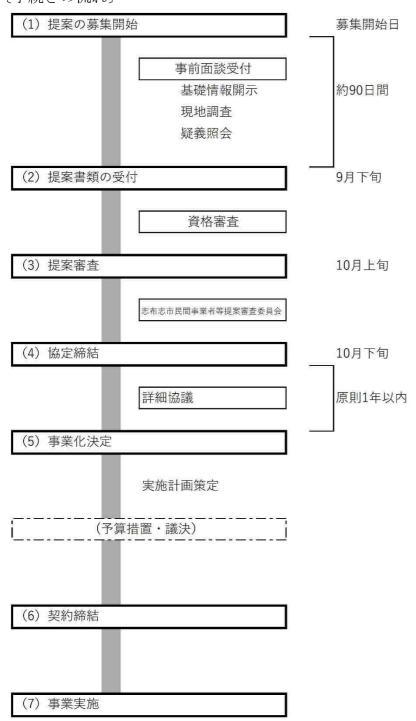
# (5) 契約締結

事業化に向けた詳細協議の結果、協議が成立(双方合意)した場合は、事業化を決定し、市と提案の採用者が必要な契約を締結します。ただし、市議会の議決が必要な事業については、市議会の議決後に契約を締結します。

# (6) 事業実施

提案の採用者は、事業者として提案事業を実施します。

# [手続きの流れ]



# 【参考資料】

ダグリ岬ベイサイドパーク構想対象エリア



# 三角地エリアの概況

物件名称		ダグリ岬ベイサイドパーク構想事業用地 (三角地エリア)						
区分	土地							
所在地	志布志市志布志町夏井 194 番 1 外 24 筆							
土地		地積		15, 474. 03 m <sup>2</sup>	地目	雑種地他		
接面道路	各の幅員	志布志市	志市志布志町夏井字堀内		564 番 3 、志布志志布志町夏井字牟田 239			
		番1、239番7及び194番10北側に国道10号に接続。						
		志布志市志布志町夏井字牟田225番5、225番7東側に市道1号線に接続。						
		194番3南側に市道1号線に接続。緑地北側に市道1号線に接続。						
		194番16、194番6及び194番10西側に市道1号線に接続。						
	都市計画	区域区	分	無(白地)				
	法又は建	の有無		(志布志市志布志	師夏井字牟田	194番4、194番14、194番		
N.	築基準法			15、194番18、194番21及び194番27の6筆等は、都市計				
法   会			画区域外ですが今後都市計画区域に編入することを検討し					
等				います。)				
に 基 基		用途地	域	外				
法令等に基づく制		の内外		- /	L. L. Gla. L.			
制制		建蔽率		70%	容積率	400%		
限	その他法		域	無	文化財等保	無		
	律	等指定		4 * + + + + + H	護等指定			
		その他	(/)	参考事項を参照				
	41、关 41	制限						
等私した道	私道負担	無						
関の	の有無 道路後退	無						
す 負     る 担	の有無	<del>////</del>						
	参考情報		***		電話番号			
供給				5力鹿屋営業所 0120-879-567				
法 処	上水道			也分配座百朵//	099-472-1111			
況 趣	汚水処理			本の設置必要				
設				事業者				
				<u>事未日</u> 夏井字牟田 194 番 4 、194 番 14、194 番 15、194 番 18、194 番 1				
	, ,			毎日の一部が、志布志市津波浸水想定区域浸水深2m未満区域				
参考	となって	•		0 辛·/ 即27、心中心中于汉汉小心人已改仅小体 0 III小侧色数				
参考事項		「志市志布志町夏井字牟田 194 番 4 、194 番 14、194 番 15、194 番 18、19						
項	21 及び 1	194番27の6筆の一部が鹿児島県津波災害警戒区域となっています。						
	(3) 全ての土地が土砂災害警戒区域外となっています。							

三角地エリアの図面



# 募集要領

1 提案を募集するテーマ

「ダグリ岬公園内の三角地を中心とするエリアの開発及び運営案とダグリ岬ベイサイド パーク構想を共に策定し推進して頂ける事業者の募集 |

- 2 提案の要件等
  - (1) 提案内容

提案内容は、次の全てに該当するものとします。

- ア 本要領1「提案を募集するテーマ」に関する提案
- イ 観光誘客の向上や行財政運営の効率性の向上など、市の観光振興の取組に資する提 案
- ウ 市との協議過程を経て、提案者自らが確実に実施できる提案
- エ 原則として、本市に新たな財政負担が生じるとしても国や県の実施する補助及び交付金等の活用により、その負担を減じることができる提案(ただし、数年後に投資回収ができる見込みが立つ提案や提案事業のリターンが大きくなることが見込める提案など、市が予算を措置すべきと判断した場合は、この限りではありません。)
- (2) 対象外となる提案

本提案募集は、民間事業者の自由な発想による創意工夫を活かした提案を求めるものであり、次のいずれかに該当する提案は、対象外とします。

- ア 事業(施設)の廃止、未利用市有地の購入のみを目的とする提案
- イ 市が導入済の事業(指定管理者等)について、単に事業実施者となろうとする提案
- ウ 既存の委託業務等について、価格の優位性をもって受託者になろうとする提案
- エ 民間事業者が実施することが適当でない事業(公的機関が実施することが法令により義務付けられている事業等)を含む提案
- (3) 収支見通し

提案に当たっては、提案事業に関する収支見通しを示してください。

(4) 提案事業の実施期間

提案事業の実施期間は、原則20年以内とし、提案内容を踏まえ本市との協議を経て決 定します。

ただし、施設整備又は設備改修を伴う提案等、20年を超える契約が必要と民間事業者 と市の双方が判断した場合は、この限りではありません。

- (5) 留意事項
  - ア 提案に当たっては、他者が保有する特許権や著作権等を侵害するものではないこと を保証した上で提案してください。
  - イ 事業実施に際しては、本市内における経済循環に配慮するよう努めてください。
  - ウ その他、次の事項を確認の上、提案してください。

- (ア) 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
- (イ) 受付期間終了後は、提出された書類の再提出又は差替えはできません。

# 3 提案者の資格要件等

# (1) 参加要件

- ア 提案者は、提案内容を実行する意思と能力 (ノウハウ、資金、資格等) を有する法 人(営利法人、非営利法人等)、個人事業主又は任意団体とします。
- イ 提案者は、単独又はグループ(複数の企業・団体等の共同体)とし、グループで応募する場合は、参加表明時に1者を代表者として選出した上で、構成員及び各々の役割分担を明示してください。また、グループで応募する場合は、代表者が諸手続きを行ってください。
- ウ 提案者は、本市及び指定管理者等との協議、調整を適切に実施する能力を有し、事業化に向けた諸条件に変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。

### (2) 資格要件

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者 イ 志布志市建設工事等有資格業者の指名停止に関する規程(平成22年10月28日 訓令第12号)の規定による入札参加制限を受けている者
- ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225 号)に基づく手続開始の申立てをしている者
- エ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が、代表者若しくは準ずる地位に就任し、又は実質的経営に関与している者
- オ 国税、地方税を滞納している者

### 4 事業スケジュール及び提案方法

### (1) 事業スケジュール

No.	項目	期日等
1	提案の募集開始	令和6年6月21日儉
2	現地調査、事前面談及び疑義照会	令和6年6月21日圖~令和6年9月6日圖
	の受付期間	
3	現地調査、事前面談の実施期間及	令和6年6月21日圖~令和6年9月13日圖
	び質問書の回答期間	
4	提案書類の受付	令和6年6月21日圖~令和6年9月25日(水)
5	資格審査 (書類審査)	令和6年6月21日圖~令和6年9月27日圖
6	提案審査(プレゼンテーション)	令和6年10月上旬(予定)
7	審査結果の通知	令和6年10月中旬(予定)

# (2) 提出書類

提案者は、次の書類を提出してください。

No.	名称	部数	備考
1	提案書(様式第1号)	1 部	提案事業者の概要を示したパンフレッ
			トがあれば提出してください(任意)
2	グループ企業等報告書	1部	グループで提案する場合のみ
	(別紙第1号)		
3	決算書類	1部	直近3年間の貸借対照表、損益計算書
			等、経営状況が分かる書類
4	企画書	1部	提案の内容を示したもの

- ※グループで提出される場合は、3の書類について構成員の書類も提出してください。
- ※必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。
- ※上記書類についてはデータ提出も可とします。

### (3) 提出方法

事務局まで郵送又は持参により提出してください (持参の場合、受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします)。

### (4) 提出期間

令和6年9月21日(金)から9月25日(水)まで

※最終日は午後5時まで必着とします。

### (5) 事前面談及び現地調査

### ア 事前面談(任意)

提案を検討されている民間事業者は、できるだけ港湾商工課おもてなしグループと事前面談を行ってください。事前面談の申込みを行う場合は、事前面談申込書(別紙第2号)を電子メール等で事務局に提出してください。

# イ 現地調査(任意)

提案内容の検討に当たり、現地調査を行うことができます。現地調査を希望する場合は、現地調査申込書(別紙第3号)を電子メールで事務局に提出してください。

なお、現地調査は、施設管理者及び利用者の支障にならない範囲で行うこととします。

### ウ 受付及び資格審査期間

• 受付期間

令和6年9月21日(金)から令和6年9月25日(水)まで

• 資格審查期間

令和6年9月21日(金)から令和6年9月27日(金)まで

#### (6) 疑義照会書の提出

本要領の記載内容に関することや提案内容を検討する上で疑義照会がある場合は、疑義 照会書(別紙第4号)を電子メールで事務局に提出してください。

ア 受付期間

令和6年6月21日(金)から令和6年9月6日(金)まで

### イ 回答期間

令和6年6月21日(金)から令和6年9月13日(金)まで

# ウ 回答方法

質問者への回答は、市ホームページに掲載します。ただし、質問内容が提案内容の検 討に関する場合は、提案内容の知的財産を保護するため、質問者に対し個別で回答しま す。

### (7) 留意事項

### ア 費用負担

提案に関する書類の作成及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とします。

### イ 提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は、提案者に帰属します。
- ② 提出書類は、原則として返却しません。
- ③ 提出書類は、資格審査及び提案審査以外で提案者に無断で使用しません。 また、第三者に情報を漏らしません。
- ④ 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて 保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方 法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとします。
- ⑤ 提案者が事業実施者となった場合、提出書類の著作権は本市に帰属するものとします。

#### ウ 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時に おける法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。

### 工 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本要領3(2)に定める資格要件を満たさない場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ その他、市が定める手続きを遵守しない場合

#### オその他

① 図面の借用

提案内容の検討に当たり、本市が所有する図面等の借用を希望する場合は、図面等借用書(別紙第5号)を事務局に提出してください。

② 提案の取下

提案書類提出後に提案を取り下げる場合は、提案取下届(別紙第6号)を事務局 に提出してください。

### 5 審査及び提案の採用者の選定

# (1) 資格審査

- ア 提案者から提出された書類をもとに、本要領3に定める要件等を満たしているか、 事務局で審査します。
- イ 上記アと併せ、提案書類の記載内容が、本要領2に定める要件等を満たしているか、 事務局で審査します。
- ウ 上記ア及びイの審査の結果、要件等を満たしている提案を有効提案とし、資格審査 の結果及び提案審査の日程等を、文書又は電子メールで通知します。
- エ 審査結果に対する異議は、申し立てできません。

### (2) 提案審查

ア 資格審査において有効提案とされた提案について、本市が設置する審査委員会が、 提案書類及び提案者によるプレゼンテーションにより、総合的に審査します。ただし、 提案内容によっては、プレゼンテーションを省略する場合があります。

[プレゼンテーションの留意点]

- ・プレゼンテーションは本市が指定した場所で行いますが、オンラインでの参加も認めます。
- ・プレゼンテーションの出席者は、1事業者(グループ)当たり10名までとし、出席者は、事前に審査員会出席者報告書(別紙第7号)の提出が必要です。
- ・プレゼンテーションの際、プレゼンテーションソフトを使用できます。プロジェクター、ケーブル (HDMI、VGA)、スクリーン及び電源は本市が準備しますが、パソコンは各自で準備してください。
- ・プレゼンテーションは、1事業者又は1案件20分以内(準備及び撤去の時間含まず) とします。その後、審査委員からの質疑(20分程度)があります。
- イ 審査は、非公開で行います。
- ウ 審査委員会は、次の着目点に沿って審査を行い、有効提案の中から協議対象提案を選 定します。ただし、協議対象提案としての選定は、市との事業化に向けた詳細協議を 行うことを決定するものであり、事業化を決定するものではありません。

### 〔審査の項目及び視点〕

#### (1) 基本要件

審査項目	審査の視点
制度の理解度	本制度の趣旨や目的に沿った提案か。
募集テーマの理解度	募集テーマに係る背景や課題、市の希望を把握しているか。
行政責任の担保	公平性・公正性・守秘義務が担保され、行政責任が損なわ
	れていないか。
公益性	公益性のある提案となっているか。
官民の役割分担	行政と民間の役割分担として適切か。

# (2) 企画内容

審査項目	審査の視点
	① サービスの質の向上について
	・提案内容は、市が求めるサービス水準を満たしているか。
	・従来よりも効果的で、市民ニーズに合った質の高いサービスが
	提供できるか。
	② 業務効率・コスト削減
	・提案内容は、市単独で実施するより効果的・効率的であるか。
	・市単独で実施するより効率的な公金活用が図られているか。
事業実施効果	③ 地域経済の活性化・地域への波及効果
	<ul><li>・市が単独で実施するより発展的で、地域の課題の解決や地元ニ</li></ul>
	ーズに合致した提案になっているか。
	・雇用創出等の市内経済への波及効果が期待でき、地域の活性化
	につながるか。
	・市内の多様な人材(女性・障がい者等)の活用や地域の実情に
	合わせた取組みなど地域貢献に資する内容が盛り込まれてい
	るか。
	① 提案の実現可能性について
	・業務範囲及び事業量を適切に把握し、具体的で実効性のある計
	画となっているか。
	・実施方法等は妥当であるか。
	② 委託等の必要性が生じた場合の業務遂行能力について
	・提案事業を担う体制・能力等を有しているか。
	・公平性・公正性・守秘義務が担保され、行政責任が損なわれて
実現性	いないか。
	・説明内容に高い意欲が感じられるとともに、豊富な知識や経験
	を持っていると感じられるか。
	③ 収支·資金計画
	・見積金額は適切か。採算性は考えられているか。
	④ 管理体制・リスクマネジメントについて
	・情報公開、苦情等への対応、個人情報の管理、事故防止等の安
	全管理対策等はとられているか。
	① 提案の独自性について
独自性	・民間ノウハウの活用効果が期待できるアイデアや工夫等が盛り
	込まれているか。

エ 審査(採否)の区分は、次のとおりとします。

採否区分	採否基準
採用	提案どおり実施することが適当と認められるもの
一部採用	提案の一部を実施することで効果があると認められるもの
条件付採用	提案に条件を付して実施することが適当と認められるもの
不 採 用	実施が困難なもの又は不適当なもの

### (3) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、文書又は電子メールで通知します。
- イ 審査結果は、市ホームページで公表します。 採用となった(協議対象となった)提案は、「提案名・提案者名」を公表します。
- ウ 審査結果に対する異議は、申し立てできません。

### 6 事業化に向けた詳細協議

### (1) 協定の締結

市と提案の採用者は、協議対象提案の事業化に向けた詳細協議を行うに当たり、双方の義務等を定める協定を締結します。協定期間は、原則1年以内とします。ただし、市と提案の採用者が協議し、双方が合意した場合は、協定期間の延長ができるものとします。

### (2) 詳細協議

- ア 協定の締結後、市と提案の採用者は、提案の事業化に向けた詳細協議を行います。
- イ 市と提案の採用者は、提案の事業化に関して必要がある場合は、別に施設管理者、 指定管理者等と協議を行い、事業化に向けた調整を行うこととします。

### (3) 詳細協議に係る留意事項

- ア 協議に係る費用は、提案の採用者の負担とします。
- イ 協議の結果、双方が合意に至らなかった場合は、提案内容は事業化されません。そ の場合、提案の採用者が協議に要した費用やリスク等について、市は責任を負いま せん。
- ウ 本提案募集は、解除条件付きの募集であり、提案の採用者との協議が成立した場合 においても、当該事業について市議会で承認されない等の理由により、提案した事 業が実施できなくなった場合は、事業化されません。
- エ 上記ウにおいて、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、市と提案 の採用者が協議の上、事業化を図ります。
- オ 事業概要や協議の経過等については、必要に応じ、市議会等へ報告することがあります。ただし、提案の採用者の独自のノウハウに関することなど提案の採用者が知的財産と認める情報については、公表しません。

### 7 契約締結

(1) 契約締結

市と提案の採用者は、詳細協議により双方が合意した場合は、提案事業の実施に係る契約を締結します。

(2) 契約の時期

市と提案の採用者は、概ね次に定める時期に、契約を締結します。

- ア 市議会の議決が必要な場合は、議決後
- イ 予算措置が必要な場合は、予算措置後
- ウ 上記ア及びイに該当しない場合は、詳細協議による双方合意後

### 8 その他

(1) その他

本要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めます。

(2) 問合せ先

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

<募集テーマについて>

志布志市港湾商工課おもてなしグループ 担当 柿元

電話:099-472-1111 (内線271)

電子メール: kankou@city. shibushi. lg. jp

<民間事業者等提案制度について>

志布志市総合政策課政策推進グループ

電話 099-472-1111 (内線 441・442)

電子メール: seisakusuishin@citv. shibushi. lg. ip

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

志布志市長

様

 提案者
 所
 在
 地

 名
 称

 代表者氏名
 電
 話
 —
 —

提案書

志布志市民間事業者等提案制度実施要綱(平成31年志布志市告示第3号)第4条の規定により、参考資料を添えて下記のとおり提案します。

記

	都市基盤の整備及び利活用に関すること。
	市民の快適な生活環境に関すること。
連携する分野	産業経済の発展に関すること。
(該当する□	保健、医療及び福祉の充実に関すること。
にレ印を付け	教育及び文化の振興に関すること。
てくださ	地域コミュニティの形成及び支援に関すること。
⟨V°)	行財政の健全化に関すること。
	前各号に掲げるもののほか、市長が市の施策の推
	進に必要と認める事項
提 案 題 名	
近 采 思 石	
具体的な提案	
事項	
ずり	
予想される	
効果	

# グループ企業等報告書

志布志市長 下 平 晴 行 様

提案者 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話

ダグリ岬ベイサイドパーク構想民間事業者等提案募集に基づく提案に当たり、共同で事業を行う企業等について、以下のとおり報告します。

# グループを構成する企業

	所在地、事業者名等	担当者	役割分担
代表	所在地:	担当者職:	
事業者	事業者名:	担当者氏名:	
	代表者職氏名:		
構成員	所在地:	担当者職:	
	事業者名:	担当者氏名:	
	代表者職氏名:		
構成員	所在地:	担当者職:	
	事業者名:	担当者氏名:	
	代表者職氏名:		
構成員	所在地:	担当者職:	
	事業者名:	担当者氏名:	
	代表者職氏名:		
構成員	所在地:	担当者職:	
	事業者名:	担当者氏名:	
	代表者職氏名:		

(欄が不足する場合は適宜追加してください。)

# (別紙第2号)

年 月 日

# 事前面談申込書

志布志市長 下 平 晴 行 様

提案者 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話

ダグリ岬ベイサイドパーク構想民間事業者等提案募集に基づく提案に当たり、以下のとおり事前面談を申し込みます。

# 1 面談希望日時

第1希望	令和	年	月	日 (	)	午前・午後・どちらでも可
第2希望	令和	年	月	月 (	)	午前・午後・どちらでも可
第3希望	令和	年	月	日 (	)	午前・午後・どちらでも可

# 2 参加予定者

事業者名	役職	氏 名

# 3 連絡先

申込者	所属部署・氏名	
	電話番号	
	電子メール	

※事前相談の内容を裏面にご記入ください。

# 4 事前面談の内容

番号	相談の内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

(欄が不足する場合は適宜追加してください。)

# (別紙第3号)

年 月 日

# 現地調査申込書

志布志市長 下 平 晴 行 様

提案者 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話

ダグリ岬ベイサイドパーク構想民間事業者等提案募集に基づく提案に当たり、以下のとおり現地調査を申し込みます。

# 1 希望日時

第1希望	令和	年	月	日 (	)	午前・午後・どちらでも可
第2希望	令和	年	月	月 (	)	午前・午後・どちらでも可
第3希望	令和	年	月	月 (	)	午前・午後・どちらでも可

# 2 参加予定者

事業者名	役職	氏 名

# 3 連絡先

	所属部署・氏名	
申込者	電話番号	
	電子メール	

※確認したい内容を裏面にご記入ください。

# 4 確認内容

番号	確認内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

(欄が不足する場合は適宜追加してください。)

年 月 日

# 疑義照会書

志布志市長 下 平 晴 行 様

提案者 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話

ダグリ岬ベイサイドパーク構想民間事業者等提案募集に基づく提案に当たり、以下のとおり疑義照会します。

# 1 募集要項等の記載内容に関するもの

		, <b>4</b> 0 -
番号	該当箇所	照会内容(簡潔に記入してください)
1		
2		

※該当箇所欄は該当箇所が分かるよう、照会の対象となる書類(募集要項、様式等)、 ページ、項目等を記入してください。

# 2 提案内容を検討するためのもの

番号	施設名等	照会内容(簡潔に記入してください)
1		
2		

年 月 日

### 図面等借用書

志布志市長 下 平 晴 行 様

提案者 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話

ダグリ岬ベイサイドパーク構想民間事業者等提案募集に基づく提案に当たり、以下のとおり図面等を借用します。

借用した図面等は、第三者に転貸しません。また、借用期間中に破損、紛失した場合、その他の事由により返却が困難となった場合は、賠償の責を負います。

なお、貸与を受けた図面等を複写した場合は、責任をもって管理するとともに、提 案の事業化が図られなかった場合は、速やかに破棄します。

# 1 借用内容

T 18\111.1\D.							
施設名称等							
借用図面							
借用期間	年	月	日から	年	月	日まで	
返却予定日	年	月	日				
複写の有無	無	•	有( 全	て・	一部	)	

# 2 連絡先

	所属部署・氏名	
借用者	電話番号	
	電子メール	

(別紙第6号)

年 月 日

提案取下届

志布志市長 下 平 晴 行 様

提案者所在地名称代表者氏名電

年 月 日付けで提出したダグリ岬ベイサイドパーク構想民間事業者等提案募集に基づく提案について、以下の理由により提案を取り下げます。

(取下理由)

年 月 日

# 審查委員会出席者報告書

志布志市長 下 平 晴 行 様

提案者 所 在 地 名 称 代表者氏名 電 話

民間提案募集実施要領に基づく提案審査の出席者を次のとおり報告します。

# 1 出席予定者

所 属	役職	氏 名

<sup>※</sup>出席者は、10名までとします。

# 2 連絡先

所属部署・氏名	
電話番号	

※連絡先は、当日連絡がとれる電話番号を記入してください。